

徳島県内の企業経営者のみなさま！

大切な従業員のみなさんが、元気で働き続けるために
がん検診を受けやすい職場づくりを応援！！

職域がん検診 受診体制整備 奨励金

1事業者
あたり

最大 **25万円**

※一人につき5,000円
(50名相当分)

※支給額：就業規則等の整備後、制度を利用してがん検診を受診した従業員等の人数に5千円を乗じた額
※1事業者につき、1回のみ支給となります。これまで本奨励金を一度でも受給された事業者は対象外です。

徳島県での死亡原因の第1位は「がん」

— 早期発見が、命を守るカギ —

徳島県では、「がん」が死亡原因の第1位となっています。しかし、がんは早期に発見・治療すれば治る可能性が高い病気でもあります。働く世代は忙しさから検診を後回しにしがちですが、企業が“検診を受けやすい職場環境”を整えることが、従業員の健康を守る第一歩になります。今回の奨励金制度は、がん検診のための休暇制度や取組を導入する事業者を支援するものです。

がんの早期発見と健康経営の推進のため、ぜひ本制度をご活用ください！

がん検診について
詳しく知りたい方はこちら！ ▶▶▶



徳島県とのがん対策に関する連携協定により、アリルジュ株式会社から提供された動画です。

POINT 制度のポイント

- ✓ 対象検診は**5種類**！社員の健康リスクに幅広く対応！
- ✓ **経営者自身も対象**！会社全体で使える！
- ✓ 「申請＋実績報告＋請求」までまとめて**一括提出もOK**！

MERIT 導入するメリット

- ★ 導入時の負担を最小化！奨励金で一歩が踏み出しやすい！
- ★ 制度化で、職場の安心感・信頼感がアップ！
- ★ 従業員の健康が「会社の安定」につながる！
- ★ 健康経営を掲げた“魅力ある職場”としてアピールできる！

ぜひこの機会に職場のがん検診受診体制を整えましょう！

申請期限

令和9年**2月26日(金)**まで

詳細は裏面をご覧ください。▶▶▶

徳島県職域がん検診受診体制整備奨励金制度とは？

徳島県では、県内の企業や事業所が

「がん検診を受けやすい職場づくり」に取り組みやすくなるよう、

検診のための特別休暇などの**制度を整えた事業者**に対して、

奨励金を交付します！

交付要件

01

徳島県がん検診受診 促進事業所に登録

県ホームページから「登録申請書」をダウンロードし、必要な内容を記入の上、県へご提出ください。

徳島県がん検診受診 促進事業所とは？

がん検診の大切さを広めるため、県と一緒に啓発活動などに取り組んでいただける企業・団体を登録する制度です。

check! 奨励金の申請と同時に、
登録を行うことも可能です！

02

就業規則または社内規程に 取組を記載する

次のいずれかの取組を就業規則または社内規程に記載してください。

01 がん検診のための「特別休暇」や「勤務扱い制度」の導入

02 従業員等のがん検診にかかる費用の一部負担

定期健康診断にがん検診の項目を加える

03 ※必ずしも定期健康診断とがん検診を同時に受診する必要はありません。
※定期健康診断とがん検診の実施主体が異なる場合も可能です。

03

がん検診を 1つ以上受診する

改正後の制度を利用して、従業員等ががん検診を1つ以上受診してください。

対象の検診

胃がん検診	胃内視鏡検査または胃部エックス線検査
肺がん検診	胸部エックス線検査
大腸がん検診	便潜血検査
乳がん検診	乳房エックス線検査
子宮頸がん検診	細胞診検査

SCHEDULE 申請の流れ

事業開始

令和8年4月1日～

申請・実績報告

～令和9年2月26日

交付決定・
金額の確定

申請から1か月程度

請求後、
奨励金を交付！

対象

- これまでに本奨励金を受給していないこと
- 徳島県内に本社または事業所を有していること
- 直近1年間以上の営業実績があること
- 就業規則または社内規程を整備していること 等

申請方法

メール、郵送、持参の
いずれかの方法でご提出ください。

制度の詳細・申請書類の
ダウンロードなどはこちら！



お問合せ・
申請先

徳島県保健福祉部 健康寿命推進課 がん・疾病対策担当

☎088-621-2999 ✉kenkoujumyousuishinka@pref.tokushima.lg.jp

徳島県